

## USPTO、PCT 国内移行出願の審査処理促進に向けた試行プログラムを公表

2026 年 4 月 10 日  
JETRO NY 知的財産部  
蛭田、赤木

USPTO は、4 月 9 日付の官報<sup>1</sup>で、国内移行した PCT 出願（国内移行出願）について、①審査の継続、②審査の猶予、③出願の放棄のいずれを希望するか、出願人の意向を確認する試行プログラム（PCT Informed Examination Request: PIER）を新たに開始する旨を公表した。

本試行プログラムについて、USPTO は、PCT 国際段階の結果を踏まえて国内移行出願の審査継続要否について出願人の意向を確認することが、審査待ち件数や審査の効率化に与え得る影響を評価することを目的とする旨を説明している。

官報によれば、本試行プログラムの概要は次のとおりである。

- 対象となる出願は、未審査の PCT 国内移行出願の中から USPTO の裁量により選定され、植物特許や意匠（デザイン特許）などは対象外とされる。対象の選定・除外に関する出願人からの要望は受け付けられない。
- 対象として選定された場合、USPTO は、参酌可能な PCT 国際段階成果物<sup>2</sup>を踏まえ、出願人に対して同出願の審査継続の要否について情報提供を求める通知を送付する。
- 出願人は、通知から 2 カ月以内（最大 6 カ月まで延長可能）に、①審査の継続、②審査の猶予、③出願の放棄の中から希望する手続を選択して応答する必要がある。期間内に応答されなかった出願は、放棄されたものとみなされる。
- 出願人が②審査の猶予を選択した場合、対象出願は、応答から 12 カ月経過後（期間の短縮は不可）に、特許審査官に割り当てられることになる。ただし、この 12 カ月の期間は、特許期間の調整に際して勘案されることはない<sup>3</sup>。また、この猶予を得るための手数料は不要とされる。
- 出願人は、①または②を選択して対象出願の審査を希望する場合には、併せて予備的補正<sup>4</sup>を行うことが可能である。

本試行プログラムは、2026 年 4 月 9 日から 2027 年 4 月 9 日まで実施される予定であるが、対象件数や選定基準などは明らかにされていない。

USPTO は、本試行プログラムの業務負荷や効果、ユーザーからのフィードバックなどを踏まえた、試行期間の延長や短縮もあり得るとしている。

（以上）

<sup>1</sup> PCT Informed Examination Request Pilot Program

<sup>2</sup> 国際調査報告（ISR）、国際調査機関による見解書（WO/ISA）、特許性に関する国際予備報告（IPRP（PCT 第 2 章））などが含まれる。

<sup>3</sup> 35 U. S. C. § 154 (b) (2) (C) (i) および (iii)、37 C. F. R. § 1. 704 (c)

<sup>4</sup> 37 C. F. R. § 1. 115